

令 和 7 年 度

弟子屈町各会計予算書

令和7年度各会計予算書

目 次

1	一 般 会 計	1
2	國民健康保険特別会計	15
3	介護保険特別会計	19
4	後期高齢者医療特別会計	23
5	温泉事業特別会計	27
6	水道事業会計	31
7	下水道事業会計	35

一般会計

令和 7 年度 弟子屈町一般会計予算

令和 7 年度弟子屈町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,310,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、

「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第 3 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一 時 借 入 金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4,000,000 千円と定める。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

弟子屈町長 德 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1. 町 税			946,879
	1. 市 町 村 民 税		399,721
	2. 固 定 資 産 税		441,568
	3. 軽 自 動 車 税		22,446
	4. 町 た ば こ 税		60,317
	5. 入 湯 税		22,827
2. 地 方 譲 与 税			148,300
	1. 地 方 挿 発 油 譲 与 税		31,400
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税		94,800
	3. 森 林 環 境 譲 与 税		22,100
3. 利 子 割 交 付 金			1,000
	1. 利 子 割 交 付 金		1,000
4. 配 当 割 交 付 金			2,000
	1. 配 当 割 交 付 金		2,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			1,500
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,500
6. 法 人 事 業 税 交 付 金			10,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金		10,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金			193,100
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金		193,100
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			2,600
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,600
9. 環 境 性 能 割 交 付 金			11,900
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金		11,900

10. 地 方 特 例 交 付 金		2, 0 0 0
	1. 地 方 特 例 交 付 金	2, 0 0 0
11. 地 方 交 付 税		4, 1 1 0, 0 0 0
	1. 地 方 交 付 税	4, 1 1 0, 0 0 0
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7 0 0
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7 0 0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		1 7 3, 2 9 7
	1. 分 担 金	1 3, 5 0 0
	2. 負 担 金	1 5 9, 7 9 7
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		2 0 0, 2 5 9
	1. 使 用 料	1 6 0, 3 9 2
	2. 手 数 料	3 9, 8 6 7
15. 国 庫 支 出 金		1, 7 4 8, 5 2 0
	1. 国 庫 負 担 金	3 1 0, 2 3 5
	2. 国 庫 補 助 金	1, 4 3 6, 3 2 1
	3. 国 庫 委 託 金	1, 9 6 4
16. 道 支 出 金		4 6 4, 0 0 8
	1. 道 負 担 金	1 8 3, 0 0 1
	2. 道 補 助 金	2 5 5, 3 7 4
	3. 道 委 託 金	2 5, 6 3 3
17. 財 产 収 入		3 5, 8 2 1
	1. 財 产 運 用 収 入	3 4, 8 0 0
	2. 財 产 売 払 収 入	1, 0 2 1
18. 寄 附 金		4, 5 0 0, 1 3 0
	1. 寄 附 金	4, 5 0 0, 1 3 0
19. 繰 入 金		1, 5 9 9, 6 0 7

款	項	金	額
	1. 基 金 繰 入 金		1, 599, 607
20. 繰 越 金			140, 000
	1. 繰 越 金		140, 000
21. 諸 収 入			857, 079
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		50
	2. 町 預 金 利 子		110
	3. 貸 付 金 元 利 収 入		216, 008
	4. 受 託 事 業 収 入		8, 745
	5. 雜 入		632, 166
22. 町 債			4, 161, 300
	1. 町 債		4, 161, 300
歳 入 合 計			19, 310, 000

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1. 議会費		75, 367
	1. 議会費	75, 367
2. 総務費		8, 433, 150
	1. 総務管理費	8, 383, 257
	2. 徴税費	12, 541
	3. 住民基本台帳費	9, 978
	4. 選挙費	10, 131
	5. 統計調査費	4, 993
	6. 監査委員費	12, 250
3. 民生費		2, 452, 884
	1. 社会福祉費	1, 421, 155
	2. 児童福祉費	1, 031, 429
	3. 災害救助費	300
4. 衛生費		724, 971
	1. 保健衛生費	373, 405
	2. 清掃費	351, 566
5. 労働費		7, 595
	1. 労働諸費	7, 595
6. 農林水産業費		631, 575
	1. 農業費	482, 059
	2. 林業費	149, 360
	3. 水産業費	156
7. 商工費		2, 185, 872
	1. 商工費	2, 185, 872

款	項	金額
8. 土木費		1, 325, 779
	1. 道路橋梁費	428, 059
	2. 都市計画費	317, 926
	3. 住宅費	527, 196
	4. 河川費	52, 598
9. 消防費		539, 748
	1. 消防費	539, 748
10. 教育費		962, 022
	1. 教育總務費	389, 104
	2. 小学校費	143, 136
	3. 中学校費	86, 232
	4. 社会教育費	155, 245
	5. 保健体育費	188, 305
11. 災害復旧費		10
	1. 農林水產業施設災害復旧費	5
	2. 公共土木施設災害復旧費	5
12. 公債費		1, 093, 341
	1. 公債費	1, 093, 341
13. 諸支出金		10
	1. 普通財產取得費	10
14. 給与費		865, 676
	1. 給与費	865, 676
15. 予備費		12, 000
	1. 予備費	12, 000
歳出合計		19, 310, 000

第2表 繼 続 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	役 場 庁 舎 外 壁 等 改 修	551,416	令和 7 年度	316,317
				令和 8 年度	235,099
3. 民 生 費	2. 児 童 福 祉 費	子 育 て 支 援 施 設 等 整 備 事 業	861,862	令和 7 年度	647,728
				令和 8 年度	214,134

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
公(災害連絡車)用車購入	令和7年度から 令和11年度まで	5, 597
公(災害連絡車)用車購入	令和7年度から 令和11年度まで	5, 812
公(災害連絡車)用車購入	令和7年度から 令和11年度まで	7, 352
図書館バス購入	令和7年度から 令和8年度まで	42, 000
複合型地域観光交流拠点施設開業準備業務	令和7年度から 令和8年度まで	26, 400
複合型地域観光交流拠点施設入館システム	令和7年度から 令和8年度まで	26, 200

(単位：千円)

事　　項	期　　間	限　　度　　額
業　務　用　電　算　機　器　購　入	令和7年度から 令和11年度まで	9, 980
住　民　基　本　台　帳 ネットワークシステム更新	令和7年度から 令和11年度まで	14, 998
図　書　館　シ　ス　テ　ム　更　新	令和7年度から 令和11年度まで	7, 892
学　校　給　食　セ　ン　タ　一 厨　房　機　器　等　更　新 (　防　災　資　機　材　)	令和7年度から 令和11年度まで	12, 490
福　祉　セ　ン　タ　一 エ　ア　コ　ン　機　器　賃　貸　借	令和7年度から 令和17年度まで	24, 345
摩　周　観　光　交　流　館 エ　ア　コ　ン　機　器　賃　貸　借	令和7年度から 令和17年度まで	12, 390
修　武　館　エ　ア　コ　ン　機　器　賃　貸　借	令和7年度から 令和17年度まで	9, 990

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
町 有 林 整 備 事 業	千円 28,300	普通貸借 又 は 証券発行	4. 0 以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機関 資金、日本政策金融公庫 資金について、利率の見直 しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものとする。ただし町財政の都合 により、繰上げ償還することができる。
奥春別西10号三笠線防雪柵新設事業	8,500	〃	4. 0 以内	〃
都 市 公 園 長 寿 命 化 事 業	4,000	〃	〃	〃
公 営 住 宅 建 設 事 業 (緑 団 地 ・ 川 湯 駅 前 団 地)	239,100	〃	〃	〃
公 営 住 宅 除 却 事 業 (湯 の 川 団 地)	20,000	〃	〃	〃
道 路 施 設 等 長 寿 命 化 事 業	40,500	〃	〃	〃
役 場 庁 舎 外 壁 等 改 修 事 業	316,300	〃	〃	〃
川 湯 支 所 空 調 設 備 整 備 事 業	3,200	〃	〃	〃
福 祉 セ ン タ 一 改 修 事 業	5,300	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
摩周観光文化センター改修事業	千円 160,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
摩周観光交流館改修事業	7,800	〃	〃	〃
防災施設整備事業 (川湯温泉地区)	8,800	〃	〃	〃
公民館改修事業	9,700	〃	〃	〃
河川改修事業	52,000	〃	〃	〃
多機能型生活館建設事業	13,700	〃	〃	〃
アイヌ民族資料館改修事業	10,600	〃	〃	〃
中心市街地再構築事業 (複合型地域観光交流拠点施設整備事業)	1,955,200	〃	〃	〃
認定こども園整備事業 (子育て支援施設等整備事業)	672,900	〃	〃	〃
摩周厚生病院医療機器更新補助事業債	99,500	〃	〃	〃
浄化槽設置補助事業	3,500	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
弟 子 屈 町 脱 炭 素 設 備 改 修 事 業 (老 人 ホ ー ム 温 泉 暖 房 効 率 化 事 業)	千円 77,900	普通貸借 又 は 証券発行	4.0 以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
火 葬 場 改 修 事 業	3,400	〃	〃	〃
農 産 物 集 出 荷 セ ン タ 一 改 築 事 業	15,500	〃	〃	〃
川 湯 温 泉 再 構 築 事 業	200,000	〃	〃	〃
橋 梁 長 寿 命 化 事 業	33,000	〃	〃	〃
建 設 機 械 整 備 事 業 (除 雪 ド 一 ザ 一)	9,600	〃	〃	〃
耐 震 性 貯 水 槽 整 備 事 業 (鈴 蘭 4 丁 目 ・ 川 湯 温 泉 4 丁 目)	38,900	〃	〃	〃
過 疎 地 域 持 続 的 發 展 特 別 事 業 公 共 交 通 維 持 確 保 事 業	15,000	〃	〃	〃
過 疎 地 域 持 続 的 發 展 特 別 事 業 交 通 空 白 地 改 善 事 業	500	〃	〃	〃
過 疎 地 域 持 続 的 發 展 特 別 事 業 高 齢 者 等 生 活 支 援 事 業	6,000	〃	〃	〃
過 疎 地 域 持 続 的 發 展 特 別 事 業 乳 児 養 育 支 援 事 業	5,300	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	債 還 の 方 法
過疎地域持続的発展特別事業 屈斜路地区通園児送迎支援事業	千円 5,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
過疎地域持続的発展特別事業 保育園・認定こども園就園支援事業	12,600	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 浄化槽設置費補助事業	2,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 こども医療費無償化事業	8,100	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 畑作生産基盤強化事業	10,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 地場産品総合対策事業	14,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 自然体験・環境学習事業	6,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 住宅建築資金助成事業	9,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 民間賃貸住宅建設等促進事業	23,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習バス運行事業	3,400	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 スポーツ一ツ振興助成事業	3,500	〃	〃	〃
計	4,161,300			

国民健康保険特別会計

令和 7 年度 弟子屈町国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度弟子屈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 897,506 千円と定める。

2. 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

弟子屈町長 德永哲雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1. 国民健康保険税			177,020
	1. 国民健康保険税		177,020
2. 国庫支出金			3,065
	1. 国庫補助金		3,065
3. 道支出金			630,621
	1. 道補助金		630,621
4. 財産収入			30
	1. 財産運用収入		30
5. 繰入金			86,719
	1. 他会計繰入金		86,719
6. 繰越金			1
	1. 繰越金		1
7. 諸収入			50
	1. 延滞金加算金及び過料		20
	2. 雜入		30
歳入合計			897,506

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1. 総務費		14,764
	1. 総務管理費	11,822
	2. 徴税費	2,680
	3. 運営協議会費	262
2. 保険給付費		610,287
	1. 保険給付費	610,287
3. 国民健康保険事業費納付金		255,821
	1. 国民健康保険事業費納付金	255,821
4. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
5. 保健事業費		15,073
	1. 特定健康診査等事業費	4,379
	2. 保健事業費	10,694
6. 基金積立金		30
	1. 基金積立金	30
7. 諸支出金		1,030
	1. 償還金及び還付加算金	1,020
	2. 延滞金	10
8. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		897,506

介 護 保 險 特 別 會 計

令和7年度 弟子屈町介護保険特別会計予算

令和7年度弟子屈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ951,259千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日 提出

弟子屈町長 德永哲雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1. 保 険 料			1 5 4, 7 8 6
	1. 介 護 保 険 料		1 5 4, 7 8 6
2. 国 庫 支 出 金			2 4 1, 9 1 5
	1. 国 庫 負 担 金		1 4 6, 1 8 1
3. 道 支 出 金	2. 国 庫 補 助 金		9 5, 7 3 4
			1 4 3, 3 4 5
4. 支 払 基 金 交 付 金	1. 道 負 担 金		1 2 8, 3 7 4
	2. 道 補 助 金		1 4, 9 7 1
5. 財 産 収 入			2 3 8, 6 8 7
	1. 支 払 基 金 交 付 金		2 3 8, 6 8 7
6. 繰 入 金			1 1 4
	1. 財 産 運 用 収 入		1 1 4
7. 繰 越 金			1 6 5, 7 2 9
	1. 一 般 会 計 繰 入 金		1 4 5, 2 5 7
8. 諸 収 入	2. 基 金 繰 入 金		2 0, 4 7 2
			1 0
	1. 繰 越 金		1 0
			6, 6 7 3
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		1 0
	2. 雜 入		6, 6 6 3
歳 入	合 計		9 5 1, 2 5 9

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1. 総務費		14,498
	1. 総務管理費	8,764
	2. 徴収費	625
	3. 介護認定審査会費	4,763
	4. 趣旨普及費	346
2. 保険給付費		844,789
	1. 介護サービス等諸費	732,130
	2. 介護予防サービス等諸費	37,074
	3. その他の諸費	614
	4. 高額介護サービス等費	23,248
	5. 高額医療合算介護サービス等費	3,098
	6. 特定入所者介護サービス等費	48,625
3. 地域支援事業費		91,538
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	28,639
	2. 一般介護予防事業費	10,517
	3. 包括的支援事業・任意事業費	52,299
	4. その他の諸費	83
4. 基本金積立金		114
	1. 基本金積立金	114
5. 諸支出金		320
	1. 償還金及び還付加算金	320
歳出合計		951,259

後期高齢者医療特別会計

令和7年度 弟子屈町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度弟子屈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164,197千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日 提出

弟子屈町長 德永哲雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金	額
1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料			1 1 0, 2 3 4
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1 1 0, 2 3 4
2. 繰 入 金			5 3, 7 1 3
	1. 一 般 会 計 繰 入 金		5 3, 7 1 3
3. 繰 越 金			1 0
	1. 繰 越 金		1 0
4. 諸 収 入			2 4 0
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		1 0
	2. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		2 1 0
	3. 雜 入		2 0
歳 入	合 計		1 6 4, 1 9 7

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1. 総務費		10, 256
	1. 総務管理費	10, 256
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		153, 701
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	153, 701
3. 諸支出金		210
	1. 償還金及び還付加算金	210
4. 予備費		30
	1. 予備費	30
歳出合計		164, 197

温泉事業特別会計

令和7年度 弟子屈町温泉事業特別会計予算

令和7年度弟子屈町の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,592千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40,000千円と定める。

令和7年3月4日 提出

弟子屈町長 德永哲雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 使 用 料 及 び 手 数 料		75, 401
	1. 使 用 料	75, 384
	2. 手 数 料	17
2. 財 产 収 入		4
	1. 財 产 運 用 収 入	4
3. 繼 入 金		27, 792
	1. 基 金 繼 入 金	27, 792
4. 繰 越 金		10
	1. 繰 越 金	10
5. 諸 収 入		1, 485
	1. 雜 入	1, 485
6. 町 債		2, 900
	1. 町 債	2, 900
歳 入 合 計		107, 592

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1. 経営費		95,648
	1. 給湯管理費	95,648
2. 公債費		11,544
	1. 公債費	11,544
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳出	合計	107,592

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
給 湯 施 設 整 備 事 業	千円 2,900	普通貸借 又 は 証券発行	% 4. 0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
計	2,900			

水道事業会計

令和7年度 弟子屈町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和7年度弟子屈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,595 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	746,287 立方メートル
(3) 一 日 平 均 配 水 量	2,039 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
浄水設備改良事業	工事費 10,826 千円
配水設備改良事業	工事費 54,516 千円
検定満了メーター器取替事業	470 台 5,555 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		201,526 千円
第1項 営業収益		179,330 千円
第2項 営業外収益		20,973 千円
第3項 特別利益		1,223 千円

支	出
第1款 水道事業費用	197,645 千円
第1項 営業費用	184,822 千円
第2項 営業外費用	12,223 千円
第3項 予備費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,314千円は過年度分損益勘定留保資金42,618千円、当年度分損益勘定留保資金21,450千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,246千円で補てんするものとする）。

収	入
第1款 資本的収入	86,067 千円
第1項 企業債	65,100 千円
第2項 他会計補助金	20,967 千円

支	出
第1款 資本的支出	157,381 千円
第1項 建設改良費	94,172 千円
第2項 企業債償還金	63,209 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道配水管整備事業費	千円 11,200	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定するものと する。ただし企業財政その他の都合により、繰上 げ償還することができる。
上水道施設整備事業費	11,700	同上	同上	同上
簡易水道配水管整備事業費	36,800	同上	同上	同上
簡易水道施設整備事業費	5,400	同上	同上	同上
計	65,100			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 41,579 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける目的及び金額は、次のとおりと定める。

補助の目的	金額
児童手当に対する補助	600
弟子屈上水道第4次拡張事業の企業債に係る利子及び維持管理費補助	528
緊急給水装置整備事業の企業債に係る利子及び維持管理費補助	117
川湯簡易水道導水管等移設の企業債に係る元利及び維持管理費補助	316
災害対策事業の企業債に係る元利補助	1,996
川湯簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	4,479
屈斜路簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	4,173
美留和簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	2,086
川湯簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	1,397
屈斜路簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	2,764
美留和簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	5,897
合計	24,353

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、24,335 千円と定める。

令和7年3月4日提出

弟子屈町長 德永哲雄

下水道事業会計

令和 7 年度 弟子屈町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度弟子屈町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化世帯数	1,847 戸
(2) 年間有収水量	333,400 立方メートル
(3) 主要な建設改良事業	
処理場改良事業	工事費 128,333 千円
汚水管渠改良事業	工事費 21,340 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益		380,248 千円
第 1 項 営業収益		88,513 千円
第 2 項 営業外収益		290,893 千円
第 3 項 特別利益		842 千円

	支	出
第1款	下水道事業費用	381,206 千円
第1項	営業費用	357,052 千円
第2項	営業外費用	23,754 千円
第3項	予備費	400 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,193千円は当年度分損益勘定留保資金43,193千円で補てんするものとする）。

	収	入
第1款	資本的収入	265,523 千円
第1項	企業債	59,900 千円
第2項	他会計負担金	7,446 千円
第3項	他会計補助金	128,430 千円
第4項	国庫補助金	68,400 千円
第5項	負担金	1,347 千円

	支	出
第1款	資本的支出	308,716 千円
第1項	建設改良費	151,354 千円
第2項	企業債償還金	157,362 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 59,900	普通貸借 又 は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定するものと する。ただし企業財政その他の都合により、繰上 げ償還することができる。
計	59,900			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,437 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は起債元金償還補助等で179,702千円である。

令和7年3月4日提出

弟子屈町長 德永哲雄